



平成 29 年 11 月 30 日

各 位

会 社 名 株式会社ユニバーサルエンターテインメント
代表者名 代表取締役社長 富士本 淳
(JASDAQ・コード 6425)
問合せ先 経営企画室 広報・IR 課
電話番号 03-5530-3055 (代表)

当社元取締役岡田和生氏に対する責任追及に関するお知らせ

平成 29 年 8 月 30 日付け「特別調査委員会の調査結果及び今後の対応に関するお知らせ」で開示しましたとおり、特別調査委員会の調査の結果、当社の元取締役会長である岡田和生氏（以下「岡田氏」といいます。）が 3 件の不正行為を行った事実が明らかになったことを受けて、当社は、平成 29 年 11 月 27 日付けで、岡田氏に対し、損害賠償請求訴訟を提起し、また、今後、香港において当社子会社から岡田氏に対する損害賠償請求訴訟を提起する予定ですので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 当社の岡田氏に対する損害賠償請求訴訟（以下「本訴訟」といいます。）の提起

(1) 訴訟を提起した裁判所及び年月日

東京地方裁判所 平成 29 年 11 月 27 日

(2) 訴訟を提起した者（原告）

- | | |
|-------------|-------------------------------------|
| ① 名称 | 株式会社ユニバーサルエンターテインメント（当社） |
| ② 本店所在地 | 東京都江東区有明三丁目 7 番 26 号 有明フロンティアビル A 棟 |
| ③ 訴訟における代表者 | 当社常勤監査役 市倉 信義 |

(3) 訴訟を提起した相手方（被告）

当社元取締役 岡田 和生

(4) 訴訟の内容

本訴訟は、岡田氏が行った次の3件の不正行為（以下「本件不正行為」と総称します。）に関して、同氏の当社取締役としての任務懈怠により当社が被った損害の一部について、損害賠償請求を行うものです。なお、本件不正行為により当社グループに生じた損害の大部分は当社の完全子会社である香港法人 Tiger Resort Asia Limited（以下「TRA」といいます。）に帰属しており、TRA が被った損害については、別途、TRA が香港において岡田氏に対する損害賠償請求訴訟を提起する予定であるため、本訴訟における当社の岡田氏に対する請求は、当社が TRA を介さず直接被った損害（特別調査委員会の調査費用相当額）に限定しています。

① TRA から第三者への貸付

岡田氏は、平成27年2月から3月にかけて、岡田氏及びその家族が所有する Okada Holdings Limited（以下「Okada HD」といいます。）の第三者に対する貸金債権を回収するため、また、美術品代金の支払という個人的な用途に充てる資金を得るため、当社元取締役管理本部長の関与の下、TRA をして、当該第三者と密接な関係にある外国法人に対して、無担保、無利息で1億3500万香港ドル（当時の為替レートで約20億円）の貸付を行わせた。

② TRA からの小切手の振出し

岡田氏は、平成27年5月11日、自己の個人的な利益を図る目的で、TRA の経理担当者に指示をして、1600万香港ドル（当時の為替レートで約2億円）の小切手を作成させ、これに署名して振り出した。

③ Universal Entertainment Korea co., ltd（以下「UE 韓国」といいます。）による担保提供

岡田氏は、TRA の完全子会社である UE 韓国が、韓国のカジノリゾートプロジェクトの土地購入について交渉していたところ、土地購入の事業主体を、UE 韓国から Okada HD の完全子会社である Okada Holdings Korea co.,ltd（以下「Okada 韓国」といいます。）に変更し、その上で、Okada 韓国による韓国の土地を購入するための頭金を捻出するために、UE 韓国の預金を担保として提供し、Okada HD において8000万米国ドルを借り入れた。さらに、その利息及び手数料に相当する17万3562.23米国ドルを実体のない経営コンサルタント料等の名目で Okada HD から UE 韓国に請求し、UE 韓国をして Okada HD に対し、同年3月31日、同額を支払わせた。

2. 今後の見通し

本件の進捗に応じて、開示が必要な事項が発生した場合には、速やかにお知らせいたします。

以上